

上尾市立小・中学校における  
働き方改革基本方針【案】  
令和4年9月1日～令和7年8月31日

令和4年9月

上尾市教育委員会

# 目 次

ページ

I	教職員の勤務実態の現状と「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」の評価・検証	1
II	上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の概要	3
III	本「基本方針」の考え方	4
1	目的	4
2	現状と課題	4
3	目標	5
4	目標達成に向けた四つの視点	6
5	フォローアップ	7
IV	四つの視点における上尾市の主な取組	8
1	教職員の負担軽減のための条件整備	8
2	教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	8
3	教職員の健康を意識した働き方の推進	9
4	保護者や地域の理解と連携の促進	10

# I 教職員の勤務実態の現状と「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」の評価・検証

## 1 「勤務管理システム」等から

「勤務管理システム」及び「勤務状況調査」で把握した教員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりです。

### 【時間外在校等時間の状況（4か年同月比）】

		令和元年6月	令和2年6月	令和3年6月	令和4年6月
小学校	45時間超	60.4%	67.2%	65.6%	58.9%
	80時間超	10.8%	23.9%	9.0%	4.0%
中学校	45時間超	71.9%	70.7%	76.0%	76.2%
	80時間超	31.8%	27.5%	30.1%	23.2%

※休日（週休日）を含む。

※令和2年6月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業明けの結果である。

※勤務状況調査を始めた平成28年6月調査（市内小・中学校 1校ずつの抽出調査）の結果は以下のとおりである。なお、当時は時間外在校等時間の概念がなく算出の方法が異なるため参考値となる。

- ・小学校：45時間超 88.2%、80時間超 11.8%
- ・中学校：45時間超 75.7%、80時間超 32.4%

### 【1年間の時間外在校等時間が、360時間を超える割合】

	令和2年度	令和3年度
小学校	69.7%	70.8%
中学校	76.8%	75.3%

※令和元年度は、調査未実施。

## 2 働き方改革懇談会から

（令和4年6月8日開催 出席者は各校の主幹教諭又は教務主任）

### 【働き方改革の主な成果】

- ・ 会議、行事の精選により、放課後等の時間を確保することができた。
- ・ ICTの活用により、事務負担を軽減させることができた。
- ・ 日課の工夫により、教材研究等に専念できる時間を確保することができた。
- ・ 教職員の意識改革により、計画的な年次休暇等の休暇を取得しやすくなっている。
- ・ 業前活動の廃止や児童の登校時間を見直したことによって、教職員の出勤時間にゆとりができた。
- ・ 留守番電話の活用により、時間外在校等時間が軽減できた。
- ・ 退勤予定時刻が見える化することにより、計画的に職務に当たることができた。

※一方で、教職員の意識は高まってはいるものの、負担軽減が成果として形になっていないという意見があった。

【働き方改革に対する各校の状況】

4校	全職員が高い意識をもって取り組んでいる。
21校	職員によって温度差がある。
9校	まだまだ高いとは言えない。

※働き方改革に対する自校の職員の意識に関するアンケートの回答

【働き方改革を推進するために実施すべきこと】

(働き方改革をさらに推進するために、実施すべきことについて上位3つを記述)

- ・ データ共有 (教務・学級事務)
- ・ ICTの活用 (ペーパーレス、宿題・ドリル、採点システム、学校配信メール)
- ・ 校務支援システムの導入
- ・ 教育課程の工夫 (日課の見直し)
- ・ 研修、出張、調査の精査 (研修・出張はオンライン化)
- ・ 業務削減
- ・ 行事、会議の精選・縮小
- ・ 業前活動の削減・見直し
- ・ 教職員の意識改革
- ・ 業務スキルの向上
- ・ 留守番電話の設置
- ・ 通知表の二期制
- ・ 作品募集・展覧会への出品の見直し
- ・ 校則の見直し
- ・ 定時退勤日の設定
- ・ 計画的な休暇の取得
- ・ 人員確保 (スクール・サポート・スタッフの増員等)

→学校単位で見ると、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の人数が0人になるなど、働き方改革には一定の成果が見られるようになってきました。しかしながら、月45時間超、月80時間超、年360時間超の割合が、依然として高い状況です。教育委員会と学校が一体となって働き方改革をさらに推進し、教職員が負担軽減を実感できる取組を実施するとともに、教職員の意識改革を図ることで、時間外在校等時間の軽減を図る必要があります。

## Ⅱ 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の概要

### 1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

### 2 現状と課題

- 時間外在校等時間、月45時間超、月80時間超、年360時間超の教員数の割合が高い。
- 勤務時間外に「授業準備」「部活動」の時間がある。
- 勤務時間内に、児童生徒と直接関わらない事務（書類作成・調査回答等）等がある。
- 週当たりに担当する授業時数が多い。
- ICTの活用やデータ共有を行い、負担軽減を図る必要がある。
- 多くの学校が四つの視点のうち、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えている。

### 3 目標

時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に

### 4 達成目標に向けた四つの視点

- (1) 教職員の負担軽減のための条件整備
- (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

### 5 フォローアップ

- (1) 「勤務管理システム」により、教職員の在校等時間を客観的に把握し、教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- (2) 上尾市立小・中学校働き方改革懇談会を実施し、意見聴取する。
- (3) 上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会で取組状況について継続的に評価し、改善を提言する。

### Ⅲ 本「基本方針」の考え方

#### 1 目的

##### 働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

働き方改革の状況については、I「1 『勤務管理システム』等から」及び「2 働き方改革懇談会から」にあるとおり、一定の成果が見られたものの、前「基本方針」の目標を達成するには至っていない状況です。

教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れません。毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要があることは、前「基本方針」策定時と変わりはありません。

このため、本「基本方針」の目的を、前「基本方針」と同様、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進めるために、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」としました。上尾市教育委員会では、教職員の意識改革、業務改善を確実に進め、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の具現化を目指した教育活動の一層の充実を図っていきます。

#### 2 現状と課題

- 時間外在校等時間、月45時間超、月80時間超、年360時間超の教員数の割合が高い。
- 勤務時間外に「授業準備」「部活動」の時間がある。
- 勤務時間内に、児童生徒と直接関わらない事務（書類作成・調査回答等）等がある。
- 週当たりに担当する授業時数が多い。
- ICTの活用やデータ共有を行い、負担軽減を実現する必要がある。
- 多くの学校が四つの視点のうち、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えている。

この内容は、I「1 『勤務管理システム』等から」及び「2 働き方改革懇談会から」から明らかになった小・中学校の現状と課題をまとめたものです。この内容や前「基本方針」の評価・検証も踏まえ、次の3に示す「目標」を達成した上で、学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、実効ある多忙化解消・負担軽減の具体的取組を策定します。

### 3 目 標

**時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の  
教員数の割合を令和6年度末までに100%に**

前「基本方針」では、時間外在校等時間の上限を「原則 月45時間以内、年360時間以内」としていましたが、目標の確実な達成に向けて、本「基本方針」では、「原則」を削除し、実効ある多忙化解消・負担軽減を全力で進めます。この目標を3年後、小・中学校でしっかり達成できることを念頭に、「4 目標達成に向けた四つの視点」を検討しました。なお、本目標は埼玉県教育委員会「学校における働き方改革基本方針」を踏まえて設定しています。

#### 【用語について】

##### 〈在校等時間〉

$$\boxed{\text{在校等時間}} = \boxed{\text{①在校している時間}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{②校外において職務として行う} \\ \text{研修や児童生徒等の引率等の} \\ \text{職務に従事している時間} \\ \text{③各地方公共団体で定める} \\ \text{テレワークの時間} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{④勤務時間外における} \\ \text{自己研鑽及びその他業務外の時間} \\ \text{(※自己申告による)} \\ \text{⑤休憩時間} \end{array}}$$

##### 〈時間外在校等時間〉

$$\boxed{\text{時間外在校等時間}} = \boxed{\text{在校等時間}} - \boxed{\text{所定の勤務時間}}$$

- ①… 学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間
- ②… 職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県及び市教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。  
職務として行う児童生徒等の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。
- ③… 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」に規定する「自宅勤務」の時間を指している。
- ④… 自己研鑽の時間とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。  
その他業務外の時間とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指している。

(参考)

事務職員、学校栄養職員については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

(その他)

※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間には含まれない。

※週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については在校等時間に含まれる。

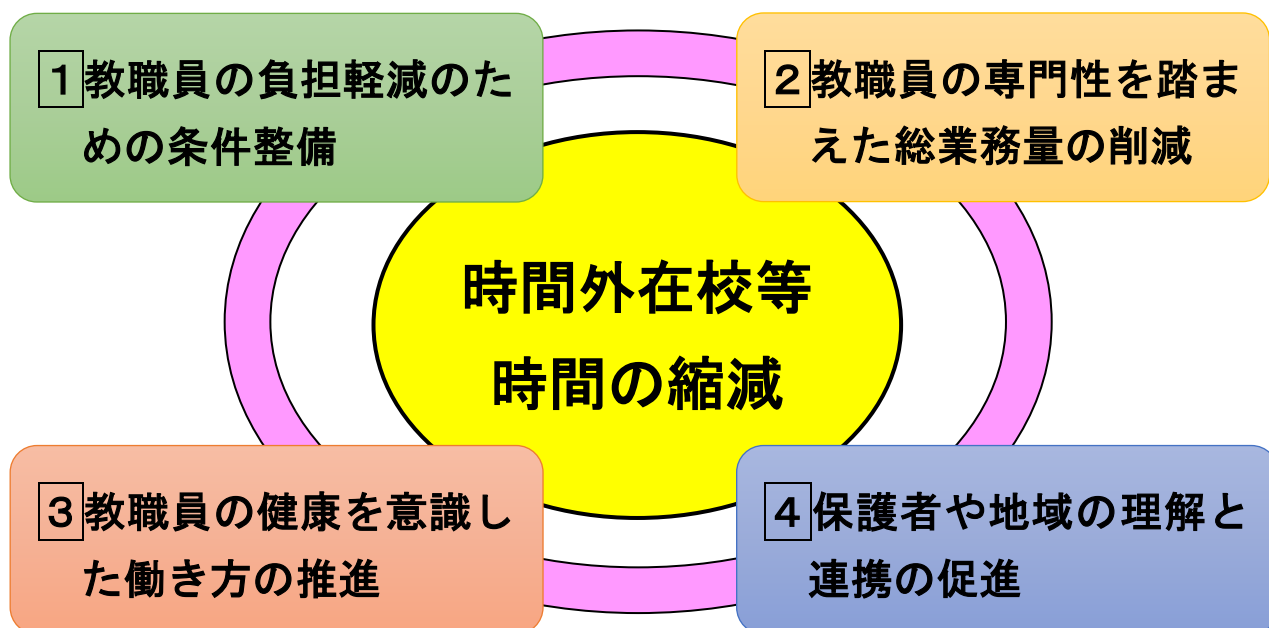
#### 4 目標達成に向けた四つの視点

- (1) 教職員の負担軽減のための条件整備
- (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

「4 目標達成」のためには、教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ子供に直接関わる教育活動に優先順位をつけて業務を削減することや、教職員の健康管理を意識した働き方や保護者や地域の理解・連携が不可欠です。このことから、前「基本方針」において、「教職員の負担軽減のための条件整備」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の健康を意識した働き方の推進」及び「保護者や地域の理解と連携の促進」の四点を目標達成のための視点としていました。この考え方は、現在も変わらないものであり、本「基本方針」でもこの四つの視点のすべて及びそれぞれの視点における「取組の柱」の大部分を継続します。

また、「3 現状と課題」にもあるとおり、多くの教職員が特に「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えていることから、この二つを本「基本方針」では重点的に取り組みます。さらに、この四つの視点の具体的取組については、前「基本方針」の評価・検証及び働き方改革懇談会からの意見聴取等を踏まえ具体的取組を策定しました。





## 5 フォローアップ

- (1) 「勤務管理システム」により、教職員の在校等時間を客観的に把握し、教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- (2) 上尾市立小・中学校働き方改革懇談会を実施し、意見聴取する。
- (3) 上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会で取組状況について継続的に評価し、改善を提言する。

働き方改革の取組を着実に実施していくため、(1) 及び (2) により、多忙化解消・負担軽減及び業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

(1) については、働き方改革の取組を着実に実施していくため、「勤務管理システム」、「I Cカード」等で把握した教職員の在校時間を踏まえ、各学校においては教職員の健康管理を行います。

(2) については、「上尾市立小・中学校働き方改革懇談会」で協議し意見聴取を行います。

(3) については、(1)、(2) 及びその他の取組等から把握した情報を踏まえ、「上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会」において、本「基本方針」の取組状況について評価し、改善を提言します。

## IV 四つの視点における上尾市の主な取組

### 1 教職員の負担軽減のための条件整備

#### (1) 専門スタッフの活用促進

- ①教育環境の充実を図るため、支援員等の効果的な配置や人材の確保に努めます。  
(市教委)
- ②教職員の負担が軽減できるよう、加配教員を含め、教職員数の増員について要望します。  
(市教委)
- ③教員の事務的な業務を支援するためのスクール・サポート・スタッフを全小・中学校に配置します。  
(市教委)
- ④G I G Aスクール構想実現に伴う環境整備等に係る負担軽減のため、学校 I C T支援員を全小・中学校に派遣します。  
(市教委)
- ⑤部活動指導における負担軽減のため、上尾市立中学校部活動指導員を全校に配置します。  
(市教委)
- ⑥養護教諭の健康診断や学校保健活動に関わる事務の負担軽減のため、学校の申請に基づき、業務補助員を全小・中学校に派遣します。  
(市教委)
- ⑦アレルギー対応や給食事務の負担軽減のため、栄養教諭等が配置されていない小学校に、栄養士を配置します。  
(市教委)
- ⑧多様な児童生徒や保護者の悩みに対応するため、教育センターとの連携強化に努めます。  
(市教委・学校)
- ⑨学校に対する不当な要求や苦情について、積極的に法務監に法務相談を行います。  
(市教委・学校)

#### (2) 業務の効率化の推進

- ①統合型校務支援システムを導入し、業務の効率化を図ります。  
(市教委・学校)
- ②事務の共同実施による事務処理能力の強化や資質の向上を図ります。  
(市教委・学校)
- ③学習指導案や教材等の共有化を推進し、授業準備等の業務の効率化を図ります。  
(市教委・学校)
- ④学校給食の公会計化により、給食費の管理業務や滞納整理業務の負担軽減を図ります。  
(市教委)

### 2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

#### (1) 教育委員会が主催する研修及び会議の見直し

- ①市主催の研修に関して、県主催の研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫を行います。  
(市教委)
- ②校長会議等において会議の効率化や会議の回数の縮減について検討します。  
(市教委)

(2) 学校への調査等の削減

- ①学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等の活用を検討し、削減に努めます。(市教委)
- ②学校に対し、市教育委員会の学校訪問について、過度な対応は必要ない旨を働きかけます。また、訪問の際の資料等の簡略化等について検討します。(市教委)
- ③上尾市立小・中学校働き方改革懇談会を実施し、教員の意見を聴取し、働き方改革を推進します。(市教委)

(3) 関係団体等が主催する大会への参加、コンクール等への出品の縮減の要請

- ①上尾市が実施している体育的行事について、学校の負担軽減のために担当部署に対し、実施運営を見直すよう求めます。(市教委)
- ②各団体からの児童生徒への出品依頼については精査し、教員の負担軽減を図ります。(学校)

(4) 市独自の閉庁日の設定

- ①「かがやキッズDAY」、「サマーリフレッシュウィーク」、「県民の日」、「ウィンターリフレッシュウィーク」、「開校記念日」を、市独自の閉庁日とし、教職員の休暇取得を促進するとともに、負担軽減を図ります。(市教委・学校)

### 3 教職員の健康を意識した働き方の推進

(1) 教職員の心と体の健康管理

- ①全職員を対象としたストレスチェックを実施し、管理職を対象とした活用研修会を行います。(市教委)
- ②ICカードによる出退勤記録を分析したデータを学校に情報提供します。(市教委)
- ③時間外在校等時間が長時間化している教職員に対して、管理職が面談を行い、業務の見直しを図るなど適切な措置を講じます。(学校)

(2) メンタルヘルスのための職場改善

- ①労働安全衛生に関する研修会等を実施し、労働安全衛生管理体制を整備します。(市教委)
- ②各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境を整備します。(学校)

(3) 週休日の振替や休暇等を適切に取得できる職場環境の整備

- ①週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で確実に指示します。(市教委)

- ②産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握するとともに、適切な後補充の配置に努めます。(市教委)
- ③教職員に対して「休暇案内」等を配布するとともに、説明することによって、制度の一層の周知を図ります。(市教委・学校)

#### 4 保護者や地域の理解と連携の促進

##### (1) 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ①各学校での電話対応時間など「学校における働き方改革」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。(市教委・学校)
- ②学校運営協議会制度を生かし、地域住民の学校教育への参画意識を高めます。  
(学校)
- ③「ふれあいデー」や学校閉庁日を実施する際には、保護者に趣旨を周知します。また、緊急対応に支障が出ないよう緊急連絡先等についても周知します。(市教委・学校)

##### (2) 「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に関する保護者の理解の促進

- ①「上尾市立中学校に係る部活動の方針」を踏まえ、各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」については、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行います。(学校)